

令和6年度  
「ぎふ森の体験博覧会（もりはく）（仮称）」  
実施業務委託

プロポーザル公募要領

令和 6年 2月 22日

ぎふ森のある暮らし推進協議会

# 令和6年度「ぎふ森の体験博覧会（もりはく）（仮称）」実施業務委託

## プロポーザル公募要領

本業務は、ぎふ森のある暮らし推進協議会が森林サービス産業（※）の育成と普及を図るため、魅力ある森の体験プログラムを発掘・育成し、県内各地で実施するとともに、一体的にPRする「ぎふ森の体験博覧会（もりはく）（仮称）」（以下「もりはく」という。）を実施することを目的に本プロポーザルを実施することとし、企画提案の参加事業者を募集します。

（※）山村地域の活性化に向け、収入機会や雇用、関係人口の創出・拡大のため、森林空間を「健康」「観光」「教育」等の多様な分野で活用するサービス産業

### ○留意事項

岐阜県の令和6年度予算において、本事業に係る予算が認められない場合は今回の企画提案による業務委託の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、ぎふ森のある暮らし推進協議会においては、その損害について一切負担しません。

## 第1 募集の内容

### 1 委託業務名

令和6年度「ぎふ森の体験博覧会（もりはく）（仮称）」実施業務委託

### 2 業務内容等

別紙「令和6年度「ぎふ森の体験博覧会（もりはく）（仮称）」実施業務委託仕様書」のとおり

### 3 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月12日まで

### 4 委託費の上限

9,871,400円（消費税及び地方消費税込み）

※当該上限額を超える見積額の提案は、選定対象外とします。

## 第2 プロポーザルに係る事項

### 1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人若しくは法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であって、以下の①から⑥までの条件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 評価会議の日において岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。

岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）の新規登録・変更については下記のURLを参照してください。

【参考：入札参加資格審査申請について】

[https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/nyusatsu-sanka/11113/index\\_R2-4.html](https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/nyusatsu-sanka/11113/index_R2-4.html)

- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥ この業務に関して、他の共同体の構成員を兼ねている者でないこと。

※なお、共同体で参加する場合にあっては、以下の（ア）から（ウ）までの条件を満たすものとします。

- （ア） 代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。
- （イ） 代表者が、上記①～⑥のすべての条件を満たしていること。
- （ウ） 代表者以外の構成員が上記①及び③から⑥までの条件を満たしていること。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できません。
- ・県外に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がある者
  - ・岐阜県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納がある者
- 上記2点について、証明できる書類の写しを提出すること。

## 2 企画提案書の作成

「様式1」に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

## 3 プロポーザルの手続等

### （1）スケジュール

項目	日程
① 公募要領等の公表・配布	令和6年2月22日（木）～ 令和6年3月4日（月）
② 公募要領等に関する質問受付	令和6年2月22日（木）～ 令和6年3月4日（月）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和6年2月22日（木）～ 令和6年3月4日（月）
④ 企画提案書受付期間	令和6年2月22日（木）～ 令和6年3月21日（木）正午
⑤ プロポーザル評価会議	令和6年3月28日（木）（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和6年4月上旬（予定）

## (2) 公募要領等の配布時間・場所

- ①配布日時 **令和6年2月22日(木)～令和6年3月4日(月)(土日、祝祭日、振替休日を除く)**  
**午前8時30分～午後5時15分**
- ②配布場所 ぎふ森のある暮らし推進協議会 事務局 ((岐阜県林政部森林活用推進課森林サービス産業支援係(県庁14階))  
原則電子メールによる交付とするので、上記担当部局まで電子メールで交付希望の旨を申し出てください。  
電子メールアドレス [c11513@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11513@pref.gifu.lg.jp)

※公募要領等は、下記のホームページにも掲示します。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/348601.html>)

## (3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ①質問書受付期間  
**令和6年2月22日(木)～令和6年3月4日(月)午後5時15分**
- ②質問書提出方法  
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)をぎふ森のある暮らし推進協議会事務局(岐阜県林政部森林活用推進課森林サービス産業支援係)あてに電子メール(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)で提出してください。  
ぎふ森のある暮らし推進協議会事務局  
(岐阜県林政部森林活用推進課森林サービス産業支援係)  
電子メールアドレス [c11513@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11513@pref.gifu.lg.jp)  
※提出後は後記の提出先に確認の電話をしてください。  
※電子メールの件名に「【質問】令和6年度「ぎふ森の体験博覧会(もりはく)(仮称)」実施業務委託」と記したうえで送信してください。
- ③回答  
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年3月8日(金)までに、公募要領の配布希望があった方全員に配布いたします。また、ホームページ内の以下のページにて随時公開します。  
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/348601.html>)

## (4) プロポーザル参加申込書の受付

- ①受付期間  
**令和6年2月22日(木)～令和6年3月4日(月)(土日、祝祭日、振替休日を除く)**  
**午前8時30分～午後5時15分**
- ②提出書類  
ア 参加申込書(別紙2)  
イ 共同体構成員届出書(別紙3)(該当する場合のみ)  
ウ 共同体協定書(別紙4)(該当する場合のみ)  
エ 共同体委任状(別紙5)(該当する場合のみ)
- ③提出部数  
1部
- ④提出方法  
・企画提案参加希望者は、参加申込書(別紙2)をぎふ森のある暮らし推進協議会事務局(岐阜県林政部森林活用推進課森林サービス産業支援係)へ持参又は郵送

- (必着) により提出してください。  
・郵送の場合は、「簡易書留」等配達記録が残るものとしてください。

## (5) 企画提案書等、書類の受付

### ①受付期間

令和6年2月22日(木)～令和6年3月21日(木)(土日、祝祭日、振替休日  
を除く)  
午前8時30分～午後5時15分(最終日は正午まで)

### ②提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式1＞

別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。

イ 見積書(様式任意、見積内訳書を含むこと)

ウ 法人等に関する書類

(ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式2＞

(イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(団体の場合は、同様の内容がわかる資料)

※なお、共同体の場合は、構成員すべてについて上記(ア)から(ウ)までを提出してください。また、構成員全てについて下記の者にあたらないことを証明できる書類の写しを提出してください。

- ・県外に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の徴収金(徴収猶予に係るものを除く。)がある者
- ・岐阜県税(個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもつて払い込む県税(証紙に代えて現金で納付される県税を含む。))について未納がある者

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式3＞

### ③提出部数

8部(正本1部、副本7部)

### ④提出方法

- ・ぎふ森のある暮らし推進協議会事務局(岐阜県林政部森林活用推進課森林サービス産業支援係)あてに持参又は郵送(必着)により提出してください。
- ・郵送の場合は、「簡易書留」等配達記録が残るものとしてください。

### ⑤その他

協議会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

## (6) プロポーザル参加に際しての注意事項

### ①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 「令和6年度「ぎふ森の体験博覧会(もりはく)(仮称)」実施業務委託プロポーザル評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ク 公募要領に違反すると認められる場合

ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、「令和6年度「ぎふ森の体験博覧会（もりはく）（仮称）」実施業務委託プロポーザル評価会議」開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）をぎふ森のある暮らし推進協議会事務局（岐阜県林政部森林活用推進課森林サービス産業支援係）に電話での連絡の上、持参又は郵送（必着）により申し出てください。

## （7）見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額としてください。契約金額は、見積書記載金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とします。

② 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

## 第3 評価に係る事項

### 1 評価方法

評価は、協議会が別に定める構成員により組織された「令和6年度「ぎふ森の体験博覧会（もりはく）（仮称）」実施業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

なお、「評価会議」における評価は、評価項目及び評価内容（別記）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

### 2 プロポーザル評価会議

① 開催時期 **令和6年3月28日（木）（予定）**

時間については、後日、企画提案参加者に通知します。

② 開催場所

岐阜県シンクタンク庁舎（岐阜市藪田南5-14-12）

③ 企画提案の所要時間（1提案者あたり、予定）

プレゼンテーション 15分間以内

評価会議の構成員からの質疑 10分間程度

#### ④注意事項

- ・プレゼンテーションを行う方は1提案者あたり3名までとします。(共同体においても1共同体あたり3名までとします。)
- ・プレゼンテーションに際しては、提出書類とは別に補足資料を用いて説明することも可能とします。なお、その場合においては、当日、当該補足資料を8部持参してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・プロジェクターを使用してプレゼンテーションを行う場合は、令和6年3月26日(火)午後5時15分までにファイル(パワーポイントファイルのみとします)をぎふ森のある暮らし推進協議会事務局(岐阜県林政部森林活用推進課森林サービス産業支援係)に提出してください。
- ・評価会議におけるプレゼンテーションの指定時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

### 3 評価項目及び評価内容

別記「評価項目及び評価内容」のとおり

## 第4 選定に係る事項

### 1 最優秀提案者の選定

- ア 評価会議構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。
- イ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数(例えば、提案者数が5者であれば5点。)、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。  
ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。  
なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。
- オ アの評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

### 4 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

### 5 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知します。

- ① 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称(申込順)
- ③ 評価会議における全提案者の評価点(得点順)(提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません)
- ④ 「評価会議」の構成員の氏名
- ⑤ その他(最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由)

## 第5 契約の締結

### 1 契約方法

選定した最優秀提案者と協議会が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契

約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、協議会との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と協議会との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位が次に高い提案者と協議を行います。

## 2 契約保証金

契約金額の百分の〇（請負契約の場合は10、その他の場合は5～10で決定する。岐阜県会計規則113条に準じる。）の額とします。ただし、岐阜県会計規則第114条第2項に掲げる要件に該当するときは、岐阜県の規定に準じて免除します。

## 第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

## 第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

ぎふ森のある暮らし推進協議会事務局

(岐阜県林政部森林活用推進課森林サービス産業支援係)

TEL 058-272-1111

FAX 058-278-2702

電子メールアドレス c11513@pref.gifu.lg.jp

**「令和6年度「ぎふ森の体験博覧会（もりはく）（仮称）」実施業務委託」  
評価項目及び評価内容**

各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点とする。  
 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与する。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とし、提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付ける。  
 なお、配点の合計（100点）の6割（60点）を基準点とし、評価会議構成員の総採点数の平均（各構成員の総採点合計÷評価会議構成員数）が基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

評価項目及び評価内容	評価点					重み	配点
	5点	4点	3点	2点	1点		
<b>1 提案内容の有効性及び実現可能性</b>							
<b>■事業方針</b> 事業実施の目的を理解し、森林サービス産業の育成・普及に資する提案となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2	10
<b>■プログラム事業者研修についての企画提案</b> 研修、プログラム造成のための相談対応等の内容は、プログラムのブラッシュアップへ効果が期待できる提案となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×3	15
<b>■プログラム継続性についての企画提案</b> もりはく実施後もプログラムの継続が期待できる提案となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×3	15
<b>■参加者募集プラットフォームについての企画提案</b> 参加者募集プラットフォームは、プログラムの内容を魅力的に伝えるとともに、問い合わせ、キャンセル等への対応を適切に行うことが期待できる提案となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×3	15
<b>■広報についての企画提案</b> 広報の内容は、多くの参加が期待でき、事業の魅力を実効的に伝えることが期待できる提案となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2	10
<b>2 事業を適正かつ確実に実施する能力</b>							
<b>■スケジュール</b> それぞれの業務の取組みを踏まえて、適切なスケジュールとなっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2	10
<b>■業務の実施体制</b> 本事業に類する事業を実施した実績があり、知識、ノウハウ、経験等を活かすことが期待できるか。また、計画を適正かつ確実に実施できる人員体制を確保しているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2	10
<b>■経費の見積り</b> それぞれの業務の取組みを踏まえて、妥当な事業費の積算となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2	10
<b>3 SDGs への取組み</b>	5点満点						
「岐阜県プラスチック・スマート事業所への登録」（1点）、「障がい者雇用」（1点）、「DX認定制度への登録」（1点）、「ぎふSDGs推進パートナー制度への登録」（2点）といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	( )					×1	5